

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第6～9号（一括討論）

案 件 名：二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、
二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、
二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議案第6号から9号まで、第8号には反対、ほかについては賛成の立場から一括して討論いたします。

第6号については、賛成であります。

本条例は、仕事と生活の両立支援の拡充を狙いとする法改正を受けて、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳から就学前まで拡大する。家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知、意向確認、早期の情報提供及び職場環境の整備という、この2点を町でも具体化すると理解いたしました。介護離職、これを防いでいく、減らしていく、こういう施策の1つとなると考えます。

第7号は、特定任期付職員の業績手当をなくし、該当する職員は今ないということですが、ほか職員と同様に期末手当と勤勉手当に変更するということで、仕組みとしては分かりやすくなるものと考えます。

第8号についてです。

職員の給与に関する条例の改定は、多岐にわたっています。その中で、第一の問題点は、これまで55歳で昇給抑制はありましたが、これを昇給なしとしてしまうことであります。

物価高騰が進む中での生活に対する圧迫、社会保障負担が今後どうなるかなど、長く町のために努めてきた職員に対しては厳しいものではないでしょうか。55歳と言いますが、その後、あと10年は町のほうに関連して勤めていくということになるわけです。

2つ目の問題点は、こども手当を増額するとしつつ、配偶者を扶養対象から外すということです。そもそも、家族の形態はそれぞれで、子どもがいなければ扶養がなくなるという、そういう扱いは不合理ではないでしょうか。

そして、3つ目の問題点としては、新しい給与表の最高の号給が下げられており、次の級へ上がれず、昇給が頭打ちになる可能性が高まっていくということでもあります。

今回、人事院勧告を完全に実施していく。上げるところは上げ、抑制するところは抑制するという考え方が示されましたが、生活者目線からは厳しいものであります。職員の持てる力を引き出す、こういう立場からは問題があると考えます。

地域手当の引き上げ、こども手当の拡充については、賛成です。

第9号については、会計年度任用職員へも地域手当の引上げを適用するということで、賛成いたします。以上です。